令和7年7月1日

1 入院基本料に関する事項

（１） 当病院では、一般病棟入院基本料　地域一般入院料３（53床）の届出を行っております。
日勤、夜勤あわせて入院患者さん13人に対して1人以上の看護職員を配置しております。
なお、53床のうち20床は、地域包括ケア入院医療管理料２の届出を行っております。
当病棟では、平均して1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
各時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- 朝8時30分から夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- 夕方16時30分から深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。
- 深夜0時30分から朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。

また、入院患者さん50人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

（２） 当病院において患者さんの負担による付添看護は認められていません。
なお、患者さんの病状により短期間のご家族の付添いについては、医師の許可が必要となります。

2 東海北陸厚生局長への届出事項に関する事項

（１）基本診療料の施設基準に係る届出

■ 一般病棟入院基本料　地域一般入院料３
1日に看護を行う看護職員の数は、入院患者さん15人に対して1人以上です。
入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準に適合しています。

■ 診療録管理体制加算３
中央病歴管理室を設置し、専任の診療記録管理者を配置しています。
診療記録の全てを保管・管理し、患者さんに対し診療情報の提供を行っています。

■ 看護配置加算
看護職員の7割以上の看護師を配置しています。

■ 看護補助加算２
1日に看護補助を行う看護補助者の数は、入院患者さん50人に対して1人以上です。
看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備しています。

■ 医療安全対策加算２　医療安全対策地域連携加算２
医療安全管理部門を設置し、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の看護師を医療安全管理者として配置しています。
医療安全管理者が医療安全管理対策委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策を実施できる体制を整備し、相談及び支援を行う患者相談窓口を設置しています。
医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、少なくとも年1回程度、保険医療機関より医療安全対策に関する評価を受けています。

■ 感染対策向上加算３　連携強化加算

医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染対策部門としております。
感染防止対策に関する意思決定機関として院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討しています。
適切な研修を修了した専任の常勤医師・専任の看護師のいずれかを院内感染管理者として配置するとともに、それらを含めた構成員からなる感染防止対策部会及び院内感染防止対策チーム（ＩＣＴ）を組織し、感染防止対策の実務を担い、また、全職員を対象とした研修会・講演会を年2回以上行っています。
感染対策向上加算１に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っています。

■ 後発医薬品使用体制加算１

入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。
医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えています。
医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者さんに十分に説明を行います。

■ データ提出加算２・データ提出加算４　ロ（医療法上の許可病床数が200床未満）

ＤＰＣ調査の退院患者調査に準拠した入院患者さん及び外来患者さんに係るデータを厚生労働省に対し継続的に提出しています。

■ 認知症ケア加算【加算３】

認知症患者さんのアセスメントや看護方法等に係る適切な研修を受けた看護師を3名以上配置しています。
身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関する手順書（マニュアル）を作成し、当病院内に周知し活用しています。
せん妄のリスク因子の確認及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成しています。
病棟の看護師等に対し、研修や事例検討会等を年1回以上実施しています。

■ 地域包括ケア入院医療管理料２

1日に看護を行う看護職員の数は、入院患者さん13人に対して1人以上です。
急性期の治療を経過した患者さん及び在宅において療養を行っている患者さん等の受け入れ及び在宅復帰支援等を目的としています。

（２）特掲診療料の施設基準に係る届出

■ 糖尿病合併症管理料

糖尿病治療及び糖尿病足病変の診療に従事した経験を5年以上有する専任の常勤医師と糖尿病足病変の指導に係る適切な研修を修了した専任の看護師が指導を行っています。

■ 糖尿病透析予防指導管理料

糖尿病指導の所定の経験を有する専任の医師・看護師・管理栄養士等からなる糖尿病透析予防診療チームを設置しています。

糖尿病教室を定期的に実施し、糖尿病について患者さん及びそのご家族に対して説明を行っています。

■ 二次性骨折予防継続管理料２・３

骨粗鬆症の診療を担当する専任の常勤医師、専任の常勤看護師・常勤薬剤師が連携して、骨粗鬆症の診療を行う体制を整備しています。

職員を対象に研修会を年1回以上実施しています。

地域包括ケア入院医療管理料に係る届出を行っている保険医療機関です。

■ 慢性腎臓病透析予防指導管理料

慢性腎臓病指導の所定の経験を有する専任の医師・看護師・管理栄養士のほか、薬剤師、理学療法士からなる慢性腎臓病透析予防診療チームを設置しています。

糖尿病透析予防指導管理料に規定する糖尿病教室（腎臓病についての内容を含む）を定期的に実施し、腎臓病について患者さん及びそのご家族に対して説明を行っています。

■ 外来データ提出加算

外来医療等調査に準拠した生活習慣病に関するデータを厚生労働省に対し継続的に提出しています。

■ ニコチン依存症管理料

敷地内を禁煙とし、禁煙治療を行っている旨を院内掲示しています。

禁煙治療の経験を有する医師が勤務し、禁煙治療に係る専任の看護師又は准看護師を1名以上配置しています。

■ がん治療連携指導料

がん治療連携計画策定病院と地域連携診療計画を共有しています。地域連携診療計画に沿って治療と情報共有を行っています。

■ 薬剤管理指導料

常勤の薬剤師を2名以上配置しております。医薬品情報の収集及び伝達を行うための医薬品情報管理室を有し、院内からの相談に対応できる体制を整備しています。

入院中の患者さんごとに薬剤管理指導記録を作成し、投薬又は注射に際して必要な薬学的管理指導（副作用に関する状況把握を含む。）を行い、適切な指導を実施しています。

■ 地域連携診療計画加算

あらかじめ疾患や患者さんの状態に応じた地域連携診療計画を作成し、連携保険医療機関等と共有しています。連携保険医療機関等の職員と当病院の職員が、地域連携診療計画に係る情報の交換のために年3回以上面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しを行っています。

■ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

他の医療機関等と連携し、医療情報に関するネットワークを構築しています。

■ 医療機器安全管理料１

医療機器安全管理に係る常勤の臨床工学技士を1名以上配置し、医療安全管理部門を設置しています。医療機器安全管理責任者を配置し、職員に対する医療機器の安全使用のための研修を定期的に行い、医療機器の保守点検を適切に実施しています。

■ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

社会福祉士等の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者を配置し、在宅医療を担当する常勤医師が勤務し、継続的に訪問診療等を行うことができる体制を確保しています。

■ 在宅データ提出加算

外来医療等調査に準拠した在宅医療に関するデータを厚生労働省に対し継続的に提出しています。

■ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注２

褥瘡ケアを行う専門の研修を受けた看護師を配置し、褥瘡予防管理のためのリスクアセスメント並びにケアを実施しています。

■ 検体検査管理加算（Ⅱ）

臨床検査を担当する常勤の医師を1名以上配置し、検体検査管理を行うために十分な体制を整備しています。

■ ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影

16列以上64列未満のマルチスライスＣＴ装置を使用しＣＴ撮影を行っています。
安全管理責任者を配置し、ＣＴ装置・造影剤注入装置の保守管理計画を策定しています。

■ リハビリテーションデータ提出加算

外来医療等調査に準拠したリハビリ治療に関するデータを厚生労働省に対し継続的に提出しています。

■ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）

専任の常勤医師が1名以上、専従の常勤理学療法士・常勤作業療法士が1名以上勤務しています。治療・訓練を行うために必要な機能訓練室及び器械・器具を具備しています。

■ 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）

運動器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が1名以上、専従の常勤理学療法士・常勤作業療法士が合わせて2名以上勤務しています。
治療・訓練を行うために必要な機能訓練室及び器械・器具を具備しています。

■ 人工腎臓　慢性維持透析を行った場合１

透析用監視装置一台当たりの人工腎臓の「１」から「３」を算定した患者数（外来患者に限る。）の割合が3.5未満の体制を整えています。
関連学会から示されている基準に基づき、水質管理を適切に実施しています。
透析機器安全管理委員会を設置し、その責任者として専任の医師又は専任の臨床工学技士を配置し、透析機器及び水処理装置の管理計画を作成しています。

■ 導入期加算１

関連学会の作成した資料又はそれらを参考に作成した資料に基づき、患者さんごとの適応に応じて、腎代替療法について、患者さんに対し必要な説明を行っています。

■ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

月1回以上水質検査を実施し、関連学会から示されている基準を満たした血液透析濾過用の置換液を作製し、使用しています。

■ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算

慢性維持透析を実施している全ての患者さんに対し、下肢末梢動脈疾患に関するリスク評価・指導管理等を行っています。専門的な治療体制を有する保険医療機関と連携し治療を行っています。

＜専門的な体制を有する連携先の保険医療機関＞

高岡市民病院　　厚生連高岡病院

■ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、入院ベースアップ評価料７１

医療に従事する職員の賃金改善の実施を行っております。

（３）その他の施設基準に係る届出

■ 酸素の購入単価

大型ボンベ算定単価：0.42円　小型ボンベ算定単価：2.36円 ／ 第8273号

（４）入院時食事療養（Ⅰ）又は入院時生活療養（Ⅰ）に関する事項

当病院は、入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、また食堂加算、特別食加算を実施しています。療養のための食事は、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。

＜食事の提供時間＞

朝　食	昼　食	夕　食
7時30分	12時	18時

なお、入院時食事療養費のうち、次の標準負担額をお支払いいただきます。

＜入院時食事療養標準負担額（1食につき、1日3食を限度）（表示金額は税込）＞

区　　分		負　担　額 （1食につき）
一般（住民税課税世帯）		510 円
70歳未満で住民税非課税	過去1年間の入院期間が90日以内	240 円
70歳以上で低所得2　※1	過去1年間の入院期間が90日超	190 円
70歳以上で低所得1　※2		110 円

※1 低所得2 ： 世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方

※2 低所得1 ： 世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円とする）を差し引いたときに0円となる方

3 明細書の発行状況に関する事項

＜個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について＞

当病院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、請求書兼領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる診療明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、診療明細書を無料で発行しております。

なお、診療明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、診療明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

4 保険外負担に関する事項

当病院では、次の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしています。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切しておりません。

＜療養の給付と直接関係のないサービス等（表示金額は税込）＞

① 日常生活上のサービスに係る費用

項　目	単　位	料　金
紙おむつ代	1枚につき	160 円
紙パンツ代	1枚につき	210 円
尿とりパット代	1枚につき	110 円
おしりふき代	1袋につき	210 円
付添いベッド代	1日につき	110 円

② 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用

項　目		料　金
各種証明書		1,650 円
一般診断書		2,200 円
各種免許申請時診断書		3,300 円
死亡診断書		5,500 円
死体検案書（検案料は別）		11,000 円
生命保険の診断書	簡単なもの	5,500 円
	詳細なもの	11,000 円
生命保険の調査書	簡単なもの	5,500 円
	詳細なもの	11,000 円
身体障害者用診断書（申請用）	簡単なもの	5,500 円
	詳細なもの	11,000 円
裁判用診断書		11,000 円
検察庁・警察等の診断書		11,000 円
恩給・厚生年金・国民年金 福祉年金等の障害認定診断書	簡単なもの	5,500 円
	詳細なもの	11,000 円
自動車損害賠償保険関係診断書	簡単なもの	5,500 円
	詳細なもの	11,000 円
障害診断書又は疾病保険等の入院証明書	簡単なもの	3,300 円
	詳細なもの	5,500 円
診療録の開示手数料		5,500 円
診療録等の複写等のコピー代（モノクロ）	片面1枚につき	11 円
診療録等の複写等のコピー代（カラー）	片面1枚につき	110 円
画像データ	1枚あたり	1,100 円

③ 診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用

項　目	単　位	料　金
薬剤の容器代	1個につき	50 円

④ 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用

項　目	単　位	料　金
インフルエンザの予防接種	1回につき	4,100 円
新型コロナウイルス感染症の予防接種	1回につき	15,000 円
肺炎球菌の予防接種	1回につき	7,900 円
麻疹風疹の予防接種	1回につき	10,500 円
水痘の予防接種	1回につき	8,800 円
麻疹の予防接種	1回につき	6,900 円
風疹の予防接種	1回につき	6,900 円
Ｂ型肝炎の予防接種	1回につき	6,200 円
帯状疱疹の予防接種	1回につき	20,000 円

⑤ その他の費用

項　目	単　位	料　金
検査食代	1セットにつき	1,350 円
診察券再発行手数料	1枚につき	100 円
個人健康診断料		診療報酬点数表に定めるところに準じて算定した額
診療行為以外で患者さんから要望があった物品 （患者さんに正当な理由がある場合に限る）		当病院の納入価に準じた金額
エンゼルケア		10,560 円

令和7年10月1日現在